

基本方針 1 いのちを尊重し、豊かな心を育成する

施 策 概 要	学校の教育活動全体で「いのちの教育」「道德教育」を推進し、自らを認め、自らを信じる力、相手を思いやる心の醸成を図り、子どもたちの豊かな情操を養います。 【施策 1】 「いのちの教育」の推進 【施策 2】 いじめ防止・不登校対策の充実
実 施 状 況	【施策 1】 「いのちの教育」の推進 (1) 学校における「いのちの教育」の充実 ・各校で「いのちの日」を設定して、「いのち」の大切さや将来の生き方について考える機会を設定した。 ・栽培活動等に取り組み、いのちの教育を具体的に実践した。 (2) 家庭における「いのちの教育」の充実 ・道德授業の授業参観や学校学年便りに取り組みの掲載を行った。 (3) 地域における「いのちの教育」の充実 ・清掃活動や除雪等のボランティア活動を実施した。 (4) 道德教育の充実 ・各校で道德教育に関する全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通した道德教育を実施した。 【施策 2】 いじめ防止・不登校対策の充実 (1) いじめ防止に向けた総合的な対応 ・町いじめ問題対策連絡協議会 2 回 ・町いじめ問題対策専門委員会 1 回 (2) 安心して過ごせる居場所づくり ・いじめアンケート等の活用により、日常的に子どもの人間関係の把握に努めた。 ・県事業で、真中にスクールカウンセラーが配置された。週 1 回程度来校して生徒や保護者の悩みを対して助言等をしていただいた。
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策 1】 「いのちの教育」の推進 (1) 学校における「いのちの教育」の充実 ○栽培活動等の体験や日常の授業の中で、一人ひとりの考えを尊重する場を重視することで、いのちあるものを大切にする心の醸成につながった。 (2) 家庭における「いのちの教育」の充実 ○学校学年便り等で、学校の取り組みを家庭に周知することができた。 △学校等からの一方的な情報提供のみに留まっている可能性がある。 (3) 地域における「いのちの教育」の充実 ○ボランティア活動を通して、「人の役に立てた」という気持ちを高めることができた。 △子どもたちの自己肯定感の向上に繋がっているか、しっかりと見届ける必要がある。 (4) 道德教育の充実 ○「特別の教科 道德」について、校内で授業研究会を開催するなど学校教育活動全体を通した道德教育を実施することができた。 【施策 2】 いじめ防止・不登校対策の充実 (1) いじめ防止に向けた総合的な対応 ○町いじめ問題対策連絡協議会と町いじめ問題対策専門委員会を合同開催すること

	で、専門家の助言等を情報共有することができた。 △いじめの定義に基づく適切な認知から、いじめの認知件数が増加傾向にあり、引き続き未然防止、早期発見、早期対応の対策が必要である。 (2) 安心して過ごせる居場所づくり ○協働の学びを通して、良好な人間関係を築き、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに繋げることができた。				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小6 中3	81.7(86.4) 94(83)	県より上回る 現状維持	78.2(83.5) 82.7(77.8)
	学校の決まりを守っている児童生徒の割合	小6 中3	90(91.9) 98.5(95.2)	現状維持又は それより上回る 現状維持	100(94.2) 98.1(96.2)
	いじめの認知件数に占める、いじめが解消している者の割合	小6 中3	100 100	100 100	86 92
	不登校児童生徒の出現率	小6 中3	0.33(0.40) 3.76(2.69)	現状維持 減少させる	0 1.13
今後の方針	【施策1】 「いのちの教育」の推進 (1) 学校における「いのちの教育」の充実 - 栽培活動等の体験を継続し、いのちあるものを大切に育てる心の醸成を図っていく。 (2) 家庭における「いのちの教育」の充実 - 学校学年便り等で学校の取り組みを家庭に周知しながら、学校と家庭の連携を図っていく。 (3) 地域における「いのちの教育」の充実 「人の役に立てた」「自分が必要とされている」と子どもが感じられるようにボランティア体験や地域貢献活動を充実させていく。 (4) 道徳教育の充実 「特別の教科 道徳」について、校内で授業研究会を開催するなど学校教育活動全体を通じた道徳教育を引続き実施していく。 【施策2】 いじめ防止・不登校対策の充実 (1) いじめ防止に向けた総合的な対応 - 町いじめ問題対策連絡協議会と町いじめ問題対策専門委員会を開催しながら、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。 (2) 安心して過ごせる居場所づくり - 子供に寄り添う指導を継続しながら、県事業で配置されたスクールカウンセラー等と連携を図り、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。				
外部評価委員 による評価・意見	「自分が大事にされていると思う時はどんな時（行動や言葉等）か」「自分が周りに認められていると思った体験」などを児童生徒から聞き取り、授業で活用したり、学年だよりで紹介したりすることにより保護者に関心をもってもらう取り組みや、保護者会等で話題にしてもらう等の取り組みがあっても良いと思う。 - スクールカウンセラーに生徒が相談しやすい環境を早く作るため、年度初めの来校回数を増やせばよいと思う。 - 新型コロナウイルスの影響があるはずなので、道徳教育に更に力を入れてほしい。				

基本方針2 たくましく、健やかな体を育成する

施 策 概 要	生涯にわたって多くのことを体験し、学び続けるなど、豊かで活力ある生活を送るために、健康でたくましい体を育みます。 【施策3】 子どもの体力向上に向けた取り組みの充実 【施策4】 食育・健康教育の推進 【施策5】 生活リズムの改善とメディアコントロール
実 施 状 況	【施策3】 子どもの体力向上に向けた取り組みの充実 (1) 体育授業の充実 ・体育の授業の中で、体を動かすことの楽しさやできる喜びを経験させることができた。 (2) 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の分析と対応 ・実態に応じて、目的や「つけたい力」を意識して学習活動を実践した。 (3) 適切な運動部活動等の推進 ・運動部活動のガイドライン等に則り、適切な活動になるように関係団体等と連携を図った。 【施策4】 食育・健康教育の推進 (1) 食に関する指導計画に基づく実践 ・各校の食に関する指導計画に基づき、食による心身の健康づくりに取り組んだ。 (2) 幼児期からの食育・健康教育の実施 ・保育施設や小中学校において、田植えや畑づくりなどを体験し、収穫祭等で食したり、鮭の解体見学を経たちゃんちゃん焼きの振る舞いなど、食に関する体験から食の大切さを学ぶとともに、発育等で気になる児童は管理栄養士や養護教諭による保護者相談を行った。 ・小中学校では生活習慣病予防、薬物乱用の危険性など、保健学習や保健指導において、健全な成長について学習した。 (3) おいしいふるさと給食による地産地消給食の推進及び安全安心な給食の提供 ・地元食材を使った特別な献立給食 4回 ・入学時に食物アレルギー等に関する調査を実施し、保護者と連携を図り、子どもの安全を最優先にした対応を行った。 【施策5】 生活リズムの改善とメディアコントロール (1) 学校保健委員会の活用と家庭の連携 ・各校で「生活リズムアンケート」を実施し、指導に活用した。また、学校保健委員会等、保護者とともに考える場を設定した。 (2) 関係団体との連携 ・町学校保健委員会等で情報共有し、連携しながら生活リズムの改善に取り組んだ。 (3) 幼児期からのメディアコントロール ・保育施設では、保護者を対象とした SNS の危険性、児童のスマホ依存、ノーゲームデイの設定等について小中学校と連携して啓発するとともに、小中学校では外部講師による生徒指導研修会、児童生徒と保護者への講話、広報を行った。
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策3】 子どもの体力向上に向けた取り組みの充実 (1) 体育授業の充実 ○授業の中で運動量を確保しつつ、体を動かす楽しさやできる喜びを経験させるこ

とができた。

(2) 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の分析と対応

○調査結果を踏まえて、各校で実態に応じた指導目標を設定し、課題解決に向けて重点的に取り組んだ。

△運動習慣のない子どもたちに、健康的な運動習慣を身につけさせる必要がある。

(3) 適切な運動部活動等の推進

○町・学校が定めた運動部活動のガイドラインに則って、休養日の設定等を町で統一することができた。

【施策4】 食育・健康教育の推進

(1) 食に関する指導計画に基づく実践

○各校で指導計画に沿った指導を実施することで、食による心身の健康づくりに繋げることができた。

△児童生徒の朝食等について、食べるだけでなく内容や量も意識して、望ましい食習慣を身につける必要がある。

(2) 幼児期からの食育・健康教育の実施

○食べ物がどうやって食卓にのぼるか学習し、食べ物大切さ、命の大切さを自ら農作業等によって体験することができた。また、発育等の不安についても、専門家による指導により、食生活・運動習慣等が改善された。

(3) おいしいふるさと給食による地産地消給食の推進及び安全安心な給食の提供

○地元食材を使った特別な献立給食を提供することで、子どもたちが食に関心を持つことができた。

○食物アレルギーがある子に対し、確実に対応することができた。

△地元食材の種類が季節によって限定されてしまい、少ない時期があった。

【施策5】 生活リズムの改善とメディアコントロール

(1) 学校保健委員会の活用と家庭の連携

○各校の学校保健委員会において、保護者や学校医との連携を図ることができた。

△生活リズムの改善のために、学校と家庭が一緒になった取り組みが必要である。

(2) 関係団体との連携

○町の学校保健員会で、各校からの情報を共有し、町全体で生活リズム改善の取り組みを行なうことができた。

△生活リズムの改善のために、連携を強化しながら取り組んでいく必要がある。

(3) 幼児期からのメディアコントロール

○SNSやゲームが楽しいことだけでなく、情報漏えいや健康への危険性を有することを学び、正しく利用できるようになった。また、テレビやゲームの時間制限など、自律する心を学ぶことができた。

△依然として、ゲームやテレビをやり続ける児童生徒が少数おり、保護者を含め、継続した啓発が必要となっている。

《目標に対する進捗状況》

目標指標	対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
新体力テストで全国平均以上の項目数の割合	小5	75	増加させる	56.3
	中2	43.8	増加させる	43.8
朝食を毎日食べている	小6	98.4(95.9)	現状維持	97.8(96.7)
	中3	95.5(94.6)	現状維持	90.4(95.5)
スマートフォン・タブレット・PC/ゲーム機などを利用してメール・動画・SNSを2時間以上している児童生徒の割合	小5、6	10	現状維持	4.8
	中1～3	28	現状維持	9

今後の方針	【施策 3】 子どもの体力向上に向けた取り組みの充実 (1) 体育授業の充実 ・運動量を確保し、体を動かす楽しさやできる喜びを経験させることができる授業を継続しつつ、運動やスポーツについての興味関心を高めていく。 (2) 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の分析と対応 ・調査結果を踏まえて、各校で実態に応じた指導目標を設定し、課題解決に向けた取り組みを継続していく。 ・運動習慣のない子どもたちについて、家庭と連携して運動習慣の改善に取り組む。 (3) 適切な運動部活動等の推進 ・町・学校が定めた運動部活動のガイドラインに則った活動が実施されるように、関係団体や家庭と連携していく。 【施策 4】 食育・健康教育の推進 (1) 食に関する指導計画に基づく実践 ・各校で指導計画に沿った指導を継続して実施し、食による心身の健康づくりにつなげていく。 (2) 幼児期からの食育・健康教育の実施 ・食べ物がどうやって食卓にのぼるか学習し、食べ物大切さ、命の大切さを自ら農作業等によって体験することができた。また、発育等の不安についても、専門家による指導により、食生活・運動習慣等が改善された。 (3) おいしいふるさと給食による地産地消給食の推進及び安全安心な給食の提供 ・おいしいふるさと給食事業を継続し、地産地消給食を提供し、食による心身の健康づくりの推進を図っていく。 ・食物アレルギーがある子に対し、確実に対応を行っていく。 【施策 5】 生活リズムの改善とメディアコントロール (1) 学校保健委員会の活用と家庭の連携 ・各校の学校保健委員会を町学校保健委員会に統一して、連携を強化していく。 (2) 関係団体との連携 ・町学校保健員会で、各校からの情報を共有し、町全体で生活リズム改善に取り組んでいく。 (3) 幼児期からのメディアコントロール ・町学校保健委員会で情報共有し、保健師等関係機関と連携しながら、各種健診機会等を利用して、保護者への啓発に取り組んでいく。
外部評価委員 による評価・意見	・バスによる登下校が増えている昨今、子どもたちの体力向上や運動習慣を身につけさせることがますます重要。学校では、数年前よりいろいろな運動に挑戦しているように見受けられる。各学校で工夫して、実態に合った取り組みを奨励したい。 ・幼児期からのメディアコントロールは重要と考える。特に、保護者自身がコントロール出来ていない世代なので、保護者への啓発が必要と思う。 ・子どもたちにとって給食は学校における楽しみの一つなので、これからも地元食材を使った魅力的な企画に期待したい。 ・SNSやゲーム等は、スマホを持っている限り、永遠の課題のような気がする。

基本方針3 確かな学力を育成する

施 策 概 要	変化の激しい社会をたくましく生き抜くため、自ら考え、主体的に判断し、柔軟に対応する力を育みます。 【施策6】 確かな学力の育成 【施策7】 校種をこえた連続性のある学びの推進 【施策8】 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実
実 施 状 況	【施策6】 確かな学力の育成 (1) 探究型学習の推進 - 各校の校内授業研究会を中心に、研究型学習のポイントを共有し、日常の授業改善を図った。 (2) 「授業づくりの5つの基本ポイント」の徹底 - 校長会や各校の校内授業研究会で「授業づくりの5つの基本ポイント」を確認した。特に、ねらいを明確にした指導の徹底を図った。 (3) 最上教育事務所・地区教育研究センター・大学との連携 - 校内授業研究会に外部機関からの指導・助言者を招聘し、確かな学力の定着に向けた指導の在り方を評価し、校内研究の推進を図った。 (4) 全国学力・学習状況調査等の分析・活用 - 学力テスト等から一人ひとりの実態や学校全体の課題を把握し、課題の改善策を講じた。 【施策7】 校種をこえた連続性のある学びの推進 (1) 「本物教室」による感性教育の推進 - 及位の童歌（6/4 真中） ・民謡（6/10 真中） ・朗読劇（7/18 真中） - サッカーJ2 モンテディオ山形（5/12NDソフトスタジアム 57名参加） 「はじめてのオペラ」（3/20 中央公民館）は、中止 (2) 異年齢（大学生等）との交流及び学習機会の設定 - 高校生と中学生の部活動の合同練習等、交流する機会を設定した。 (3) こ・保・小・中の連携による教育の推進 - 特別支援教育推進委員会等の情報を共有し、個々のニーズに応じた支援を提供してきた。 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえ、アプローチカリキュラムを取り入れて、「こ・保・小」の連携のスムーズな接続を図った。 「小小」「小中」の連携事業を行いながら、子ども一人ひとりについて、しっかりと引き継ぎを図った。 特別支援教育推進委員会等 2回 【施策8】 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実 (1) 探究型学習の推進（施策6-(1)参照） (2) 学習指導員・支援員等の配置 - 真小（学習指導員 3人、学習支援員） - あさひ小（学習指導員 1人） ・北部小（学習指導員 1人） - 真中（学習指導員 1人名、学習支援員 2人） (3) 公営塾の拡大充実 - 数学講座（夏休み期間、中3対象） 開催回数：5回 参加人数：27名 - 算数・数学講座（春休み、小5～中2対象）は中止し、プリント配布、電話相談・指導に変更 - 英検対策講座（小5～中3対象） 参加人数 69名

	(5級：48名、4級：15名、3級：3名、準2級：3名)
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策6】 確かな学力の育成 (1) 探究型学習の推進 ○探究型学習を推進することで、課題について、自分で考え自分で解決していこうとする子どもが増えてきている。 △今後は、個に応じた学習の定着を図る必要がある。 (2) 「授業づくりの5つの基本ポイント」の徹底 ○「授業づくりの5つの基本ポイント」に基づいた授業づくりを行なうことで、指導の際に重視すべきことが明確になった。 △学習評価の妥当性についても研修していく必要がある。 (3) 最上教育事務所・地区教育研究センター・大学との連携 ○外部機関等からの指導・助言者を招聘した授業研究会を通して、指導の在り方について研究の推進を図ることができた。 △各校において、指導・助言されたことを日常の授業に生かしているか評価・検証する機会を大切にしていく必要がある。 (4) 全国学力・学習状況調査等の分析・活用 ○知能検査や学力テスト等により、一人ひとりの実態把握を行い、課題を明確にすることができ、今後の対応に生かすことができた。 △それぞれの良さや課題を共有しながら、学力向上策を進めていく必要がある。 【施策7】 校種をこえた連続性のある学びの推進 (1) 「本物教室」による感性教育の推進 ○オペラについては新型コロナウイルスの影響で中止となったが、その以外の事業は計画どおり行い、感性教育に資することができた。 △小学校、（こども園、保育所）にも展開し、感性教育の機会をより増やすことが求められる。 (2) 異年齢（大学生等）との交流及び学習機会の設定 ○高校生と中学生が部活動の合同練習を行うことで、先輩への憧れや進路意識の高揚に繋がった。 △異年齢との交流や学習機会が限られているため、機会の増加を図る必要がある。 (3) こ・保・小・中の連携による教育の推進 ○特別支援教育推進委員会等の情報共有により、特別な支援が必要な児童に対する情報共有が図られ、本人にとってより望ましい関わりと就学につなげることができた。 ○こ・保から小学校への入学、中学校進学など、個々の情報、保育活動、授業内容等を共有し、進学後のことも考えた関わりから、スムーズな接続に繋がった。 △こ・保・小・中・高校と一貫した関わり、接続について、もっと事業を増やし更なる情報共有、研究の共同に努める必要がある。 【施策8】 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実 (1) 探究型学習の推進（施策6-(1)参照） (2) 学習指導員・支援員等の配置 ○各校の実態に合わせて、学習指導員、学習支援員を配置することができた。 △今後、さらに指導員や支援員が必要になる可能性があるが、人材が不足している。 (3) 公営塾の拡大充実 ○昨年度は、小6・中1を対象とした算数・数学講座のみ開講したが、今年度は、英検対策講座を加え、対象を小5から中3まで拡大した。

	△英検対策講座の受講生を増加させ、英検３級以上合格に繋げていく必要がある。				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30（県）	目標(R5)	状況(R1)
	国語、算数・数学の内容が「よく分かる」児童・生徒の割合	小6 中3	83.4(H29) 71.7(H29)	増加させる 増加させる	88.0 62.5
	将来の夢や目標をもっている	小6 中3	91.7(86.2) 72.7(75.5)	現状維持 80	84.8(84.8) 73.1(72.3)
	学校の授業時間以外に勉強を1時間以上する児童及び2時間以上する生徒	小6 中3	80 (76) 42.5(29.2)	現状維持 50	84.8(74.8) 38.4(25.6)
	英検３級以上受験する中学生の割合 英検３級以上程度の英語力のある中学生の割合	中3	21.0(H29) 28.1(H29)	増加させる 増加させる	40.4 24.1
今後の方針	【施策 6】 確かな学力の育成 (1) 探究型学習の推進 ・今後も、校内授業研究会を中心に、研究型学習のポイントを共有し、日常の授業改善を図った探究型学習を推進しながら、個に応じた学習の定着を図っていく。 (2) 「授業づくりの5つの基本ポイント」の徹底 ・「授業づくりの5つの基本ポイント」に基づいた授業づくりを継続していく。 ・学習評価の妥当性について研修する機会を設定していく。 (3) 最上教育事務所・地区教育研究センター・大学との連携 ・外部機関等からの指導・助言者を招聘した授業研究会を通して、指導の在り方について研究の推進を図っていく。 (4) 全国学力・学習状況調査等の分析・活用 ・知能検査や学力テスト等により、一人ひとりの実態把握を行い、課題を明確にして、今後の対応に生かしていく。 【施策 7】 校種をこえた連続性のある学びの推進 (1) 「本物教室」による感性教育の推進 ・「本物教室」を継続実施し、感性教育の推進を図っていく。 (2) 異年齢（大学生等）との交流及び学習機会の設定 ・高校生や大学生と交流・学習する機会を設定し、進路意識の高揚を図っていく。 (3) こ・保・小・中の連携による教育の推進 ・継続して特別支援教育推進委員会等を開催、情報共有するとともに、連携事業の内容充実など、向上に努めていく。 【施策 8】 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実 (1) 探究型学習の推進（施策 6-(1)参照） (2) 学習指導員・支援員等の配置 ・一人ひとりの学習保障のために必要な学習指導員、学習支援員を配置していく。 (3) 公営塾の拡大充実 ・通年開催の英検対策講座、夏季及び春季開催の算数・数学講座を実施して、学習の定着をサポートしていく。				
外部評価委員 による評価・意見	・公営塾は昨年からはじめた取組みなので、内容や運営方法を改善していったほしい。保護者からの期待も大きく、新聞にも掲載され、注目度も上がっていると思う。 ・本物教室や公営塾はとてもいい事業だと思う。 ・本物教室では、様々な分野を取り入れており、感性を豊かにするとともに、子どもたちにも新たな気付きや発見・興味が生まれるのではないかなと思う。 ・公営塾は、保護者からすると本当にありがたい。子どもたちが馴染みやすく、行きたいと思うような名前を付けるといいのではないかな。 ・日中の空き時間帯に、町民が学べる多種の趣味教室があれば楽しいのではないかなと思う。				

基本方針4 未来に向け、自己の生き方を考える力を育成する

施 策 概 要	郷土の豊かな歴史、文化、自然、産業を生かし、本物体験重視の教育を展開し、子どもの知的好奇心を高めます。 学んだことを基に、「創る、発信する」などのアウトプットする学習を大切にします。 【施策 9】 「未来に向けた「ふるさと学習」の推進 【施策 10】 「本物体験」によるキャリア教育の推進
実 施 状 況	【施策 9】 「未来に向けた「ふるさと学習」の推進 (1) 「真室川キッズブランド」づくりの推進 ・あさひ小で県事業「ベンチャーマインド育成事業」を実施し、起業家教育に取り組んだ。 (2) 町を学ぶ地域教材の作成・活用 ・町社会科副読本の改訂を行い、新学習指導要領に沿った内容とした。 (3) 「ふるさと検定」等の実施 ・「ふるさと検定」は今後取り組んでいく。 (4) 関係団体、町関係課、町民等との連携 ・11/24 ふるさと子ども伝承祭 【施策 10】 「本物体験」によるキャリア教育の推進 (1) 体系的なキャリア教育の推進 ・中学校で職業講話を実施した。 (2) 「本物体験」を通じた勤労観や職業観の育成 ・中学校において、各企業の協力により職場体験を実施した。 協力企業 51 社 体験生徒数 56 名
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策 9】 「未来に向けた「ふるさと学習」の推進 (1) 「真室川キッズブランド」づくりの推進 ○あさひ小で県事業「ベンチャーマインド育成事業」に取り組み、起業家精神の醸成に繋げることができた。 △「真室川キッズブランド」について取り組んでいく必要がある。 (2) 町を学ぶ地域教材の作成・活用 ○町社会科副読本の改訂を行い、新学習指導要領に沿った内容を学習できるようになった。 △地域教材について、係間の連携を図りながら今後取り組んでいく必要がある。 (3) 「ふるさと検定」等の実施 △係間の連携を図りながら、今後取り組んでいく必要がある。 (4) 関係団体、町関係課、町民等との連携 ○伝承芸能団体や高校生ボランティア団体と連携した事業が開催できた。 △継続して事業を実施していく必要がある。

	【施策 10】 「本物体験」によるキャリア教育の推進 (1) 体系的なキャリア教育の推進 ○職業講話を実施し、働くことの意義や将来の職業に対する興味関心の向上につなげることができた。 △町や最上地域についての理解を深め、地域を支える人材の育成に繋げることが必要である。 (2) 「本物体験」を通じた勤労観や職業観の育成 ○職場体験を通じて、勤労観や職業観の育成に繋げることができた。 △町や最上地域についての理解を深め、地域を支える人材の育成に繋げることが必要である。				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
	今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小6 中3	86.6(80.9) 75.8(59.1)	現状維持 現状維持	93.5(85.7) 82.7(65.9)
	地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある児童生徒の割合	小6 中3	55(52) 42.2(44.5)	60 60	71.7(61.1) 61.5(48.7)
	将来の夢や目標をもっている(再掲)	小6 中3	91.7(86.2) 72.7(75.5)	現状維持 80	84.8(84.8) 73.1(72.3)
今後の方針	【施策 9】 「未来に向けた「ふるさと学習」の推進 (1) 「真室川キッズブランド」づくりの推進 ・あさひ小で県事業「ベンチャーマインド育成事業」を実施し、起業家教育に取り組んでいく。 ・関係機関と連携を図りながら、「真室川キッズブランド」づくりに取り組んでいく。 (2) 町を学ぶ地域教材の作成・活用 ・町社会科副読本を積極的に活用して、郷土を知り郷土に学ぶ授業を充実させていく。 (3) 「ふるさと検定」等の実施 ・係間の連携を図りながら、今後取り組んでいく。 (4) 関係団体、町関係課、町民等との連携 ・関係機関と連携を図りながら、郷土の豊かな歴史、文化、自然、産業を生かしたふるさと学習に取り組んでいく				
	【施策 10】 「本物体験」によるキャリア教育の推進 (1) 体系的なキャリア教育の推進 ・職業講話を実施し、働くことの意義や将来の職業に対する興味関心を高めるとともに、町や最上地域についての理解を深め、地域を支える人材の育成に繋げていく。 (2) 「本物体験」を通じた勤労観や職業観の育成 ・職場体験を通じて、勤労観や職業観の育成に繋げていく。				
外部評価委員による評価・意見	・自分が考えたり作ったり育てたりしたものが、一つの商品になって出回ったら、喜びや達成感と同時に自信や夢にもつながっていくと思う。どんなキッズブランドが出来るか、今からとても楽しみだ。				

基本方針5 グローバル化・情報化に対応した力を育成する

施 策 概 要	グローバル化が進む社会において、国際社会で生き抜くために必要なスキルを高めます。 【施策11】 こ・保・小・中一貫の外国語活動・外国語教育の推進 【施策12】 ICT教育・情報モラル教育、新聞活用学習の充実
実 施 状 況	【施策11】 こ・保・小・中一貫の外国語活動・外国語教育の推進 (1) ALT・外国語補助員の配置と活用 ・ALT 2名（中学校） ・外国語補助員 1名（小学校） (2) 実用英語技能検定受験のサポート（施策8-(3)参照） ・公営塾の拡大充実により、英検対策講座の実施。 ・英検受験料（学年相当級以上の級） 年1回分補助 (3) 外国語教育推進委員会の活用 ・外国語推進委員会 4回 【施策12】 ICT教育・情報モラル教育、新聞活用学習の充実 (1) タブレット型端末等のICT環境の整備・活用・充実 ・真小 タブレット20台、 大型モニター 4台 ・あ小 タブレット10台、 大型モニター 3台 ・北小 タブレット10台、 大型モニター 2台 ・真中 タブレット20台、 大型モニター 4台 (2) 情報モラル教育の充実（施策5-(3)参照） (3) 1学級1新聞事業の推進 ・県補助事業を活用し、小学校5年生以上の各学級に1部、山形新聞を購入
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策11】 こ・保・小・中一貫の外国語活動・外国語教育の推進 (1) ALT・外国語補助員の配置と活用 ○ALTがこども園や保育所で外国語活動を行い、外国語補助員が各小学校で指導補助を行うことで、外国語活動・外国語教育の推進を図ることができた。 △小学校の英語授業に対応した配置の検討が必要である。 (2) 実用英語技能検定受験のサポート（施策8-(3)参照） ○公営塾英検対策講座を開講し、実用英語技能検定取得のためのサポートを行った。 ○英検受験料補助により、受験機会の拡大に繋がった。 △合格率の向上につなげていく必要がある。 (3) 外国語教育推進委員会の活用 ○小中が連携して外国語の指導力向上に取り組むことができた。 △小学校の英語授業に対応するため、さらに連携が必要である。 【施策12】 ICT教育・情報モラル教育、新聞活用学習の充実 (1) タブレット型端末等のICT環境の整備・活用・充実

	○タブレットを活用した調べ学習等、子どもたちの主体的な学習に繋げることができた。 △グループに1台程度しか使用出来ないため、今後台数を増やす必要がある。 (2) 情報モラル教育の充実（施策5-(3)参照） (3) 1学級1新聞事業の推進 ○各学級に新聞を配置することで、子どもたちが新聞に触れる機会が増え、記事に興味関心を持つようになった。 △授業や家庭学習における新聞の効果的活用について、検討・実践していく必要がある。				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
	英検3級以上程度の英語力のある中学生の割合(再掲)	中3	28.1(H29)	増加させる	24.1
	週1回以上新聞を読んでいる児童生徒の割合	小6 中3	38.3(23.6) 13.6(17.2)	50 50	39.1(23.8) 13.4(16.7)
今後の方針	【施策11】 こ・保・小・中一貫の外国語活動・外国語教育の推進 (1) A L T・外国語補助員の配置と活用 ・A L T、外国語補助員の効果的な配置を行い、外国語活動・外国語教育の推進を図っていく。 (2) 実用英語技能検定受験のサポート（施策8-(3)参照） ・受験機会の拡大に繋げるため英検受験料補助を継続していく。 (3) 外国語教育推進委員会の活用 ・小学校の英語授業化に伴い、小中がさらに連携して外国語の指導力向上に取り組んでいく。 【施策12】 I C T教育・情報モラル教育、新聞活用学習の充実 (1) タブレット型端末等のI C T環境の整備・活用・充実 ・国のG I G Aスクール構想等を活用してI C T環境の整備を進め、子どもたちの情報活用能力の育成を図っていく。 (2) 情報モラル教育の充実（施策5-(3)参照） (3) 1学級1新聞事業の推進 ・1学級1新聞の取り組みを継続し、子どもたちが新聞に触れる機会を設定していく。				
外部評価委員 による評価・意見	・授業にオンラインを取り入れれば、現地の人に直接インタビューしたり、興味関心を高めることができる。タブレット型であれば、台数を増やして一人一台が望ましい。 ・今回のような休校時でも、オンライン授業や教師とのやり取りで相談等が出来れば、児童生徒の心の安定にもつながるのではないかな。				

基本方針6 学びを支える土台づくりを推進する

施 策 概 要	未来の真室川町の宝である子どもの教育に、地域 みんなが関わっていきます。それにより、特色ある学校づくり、教職員がじっくり子どもと向き合う体制、安全で安心できる教育環境を整えます。 【施策13】 地域とともにある学校づくり 【施策14】 教職員がより子どもに向き合える体制づくり 【施策15】 子どもたちの安全・安心の確保 【施策16】 特別支援教育の充実
実 施 状 況	【施策13】 地域とともにある学校づくり (1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実 ・中学校において、学校評議員会を開催し、保護者や地域の方などからも評価をいただき、学校経営の改善に反映させた。 (2) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携 ・地域学校安全指導員を中心に、見守り組織等と連携しながら、登下校における子どもたちの安全を支えた。 【施策14】 教職員がより子どもに向き合える体制づくり (1) 学習指導員・支援員等の配置（施策8-(2)参照） (2) 校務支援システムの導入 ・校務支援システムの導入に向けて、情報収集を行った。 (3) 部活動指導員の配置 ・部活動指導員 1名 【施策15】 子どもたちの安全・安心の確保 (1) 学校施設・環境の整備 ・各校 玄関電気錠設置工事 ・真小 土俵屋根塗装工事 ・真中 グラウンド改修工事 (2) 通学路合同点検の実施 ・通学路合同点検 2回 (3) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携（施策13-(2)参照） (4) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）・防災教育の推進 ・各校において、登下校の指導、避難訓練などを実施 【施策16】 特別支援教育の充実 (1) 特別支援教育推進委員会による町全体での特別支援の推進 ・特別支援教育推進委員会 2回 ・町特別支援教育専門家チーム会議 3回 (2) 切れ目のない支援を行う体制づくり ・町特別支援教育専門家チームによる巡回相談 5回 (3) 学習指導員・支援員等の配置（施策8-(2)参照）
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策13】 地域とともにある学校づくり (1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実 ○中学校で、学校評議員会を開催し、保護者や地域の方などからも評価をいただき、学校経営の改善に反映させることができた。

(2) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携

○地域学校安全指導員を中心に、見守り組織等と連携しながら、登下校における子どもたちの安全を支えることができた。

△熊の出没や低学年の一人歩きなど、安全上の課題について検討していく必要がある。

【施策 14】 教職員がより子どもに向き合える体制づくり

(1) 学習指導員・支援員等の配置（施策 8-(2)参照）

(2) 校務支援システムの導入

○校務支援システムの導入に向けて情報収集を行い、導入済または導入予定の自治体から情報を得ることができた。

△導入するシステムの詳細について検討する必要がある。

(3) 部活動指導員の配置

○部活動指導員を配置することで、教職員の負担軽減に繋がった。

△部活動指導員の増員について検討が必要であるが、人材の確保が難しい。

【施策 15】 子どもたちの安全・安心の確保

(1) 学校施設・環境の整備

○各校の玄関に電気錠を設置し、防犯等の対策を行った。

△各校について修繕等の必要箇所を計画的に把握修繕していく必要がある。

(2) 通学路合同点検の実施

○通学路合同点検を実施することで、通学路に関する危険箇所等を把握し、関係機関で情報共有することができた。

(3) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携（施策 13-(2)参照）

(4) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）・防災教育の推進

○各校において、登下校の指導、避難訓練などを実施し、子どもたちの意識向上に繋げることができた。

△子どもが自らのいのちを守り抜くための危険予測、回避能力等を育成する必要がある。

【施策 16】 特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育推進委員会による町全体での特別支援の推進

○特別支援教育推進委員会を設置し、町における特別支援教育の推進を図ることができた。

△子どもへの望ましい教育支援について、専門的な意見の提示や助言等を今後の指導に生かしていく必要がある。

(2) 切れ目のない支援を行う体制づくり

○巡回相談を実施し、特別な支援を要する子どもについての情報を共有することができた。

△巡回相談の結果を基に、子どもへの適切な指導・支援を速やかに行っていく必要がある。

(3) 学習指導員・支援員等の配置（施策 8-(2)参照）

《目標に対する進捗状況》

目標指標	対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある児童生徒の割合（再掲）	小 6	55(52)	60	71.7(61.1)
	中 3	42.2(44.5)	60	61.5(48.7)

	「学習指導員・支援員」「校務支援システムの導入」「部活動指導員の配置」の着実な実施	—	—	着実な実施	実施した
	学校が楽しい児童生徒の割合	小 6 中 3	91.2 96.2	現状維持 現状維持	95.7 92.3
	障害のある児童生徒に対する個別の支援計画の作成率	小 6 中 3	100 100	100 100	100 100
今後の方針	【施策 13】 地域とともにある学校づくり (1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実 - 学校評議員会等を開催し、保護者や地域の方などからも評価をいただき、学校経営の改善に反映させていく。 (2) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携 - 地域学校安全指導員を中心に、見守り組織等と連携しながら、登下校における子どもたちの安全を支えていく。 【施策 14】 教職員がより子どもに向き合える体制づくり (1) 学習指導員・支援員等の配置（施策 8-(2)参照） (2) 校務支援システムの導入 - 校務支援システムを導入していく。 (3) 部活動指導員の配置 - 部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減を図っていく。 【施策 15】 子どもたちの安全・安心の確保 (1) 学校施設・環境の整備 - 各校について修繕等の必要箇所を計画的に把握修繕していく。 (2) 通学路合同点検の実施 - 通学路合同点検を実施して、通学路に関する危険箇所等を把握し、関係機関で情報共有していく。 (3) 地域学校安全指導員の配置と見守り組織との連携（施策 13-(2)参照） (4) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）・防災教育の推進 - 各校において、登下校の指導、避難訓練などを実施し、子どもたちのさらなる意識向上に繋げていく。 【施策 16】 特別支援教育の充実 (1) 特別支援教育推進委員会による町全体での特別支援の推進 - 引き続き、特別支援教育推進委員会を設置し、町における特別支援教育の推進を図り、子どもへの望ましい教育支援について、専門的な意見の提示や助言等を今後の指導に生かしていく。 (2) 切れ目のない支援を行う体制づくり - 巡回相談を実施し、特別な支援を要する子どもについての情報を共有して、子どもへの適切な指導・支援を速やかに行っていく。				
外部評価委員 による評価・意見	- 特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加しているように思う。各学校での教室数の不足も考えられる。特別支援教育推進委員会の活動が充実するように、教育委員会との連携をこれからも密にしていきたい。 - 下校指導で、教員が途中まで一緒に送っていく姿を見かけることがある。子どもたちの安全のためと同時に、児童と教師が良い人間関係を築けるだろうと感じた。				

基本方針7 家庭教育の充実を図る

施 策 概 要	親子がともに学びふれあう機会、親が家庭でのしつけや教育について学び、相談できる機会を設定し、家庭教育力の向上を支援します。 【施策17】 教育の原点「家庭教育」の充実			
実 施 状 況	【施策17】 教育の原点「家庭教育」の充実 (1) 親の学習機会の充実 ・教育講演会 2回 (就学時健診、公営塾オリエンテーション) (2) 子育て支援事業の充実 ・広場事業(わんぱく・あそび等)、子育て相談、学童クラブ等の保護者のニーズに対応した事業を行い、保護者同士の交流、相談体制の確立、未就園児や放課後児童の居場所の提供などを行った。(延人数：延件数) 子育て支援センター 605名 わんぱく広場 200名 青空わんぱく 40名 あそびの広場 434名 あんよカフェ 35名 子育て相談 51件 赤ちゃん広場 24名 リフレッシュ講座 51名 学童クラブ登録・延べ人数 真室川 66名/6,578名 北部 15名/1,371名 あさひ 11名/465名 (3) 関係団体との連携(施策5-(2)参照)			
内 部 評 価	成果(○)と課題(△) 【施策17】 教育の原点「家庭教育」の充実 (1) 親の学習機会の充実 ○就学時健診等、保護者が一堂に会する機会に教育講演会を実施することで、多くの保護者が参加できた。 △例年同様の内容になっているため、改善が必要である。 (2) 子育て支援事業の充実 ○子育て支援センター事業やあそびの広場など、児童と保護者が一緒に利用できる事業の参加者が年々増加し保護者の本音が聞ける機会が増えている。また、事業も定着してきており、広報やお便りの効果もあって、新規の参加者が気軽に利用できる雰囲気となっている。 △祖父母を交えた世代間交流も図っており、保護者は母と児童というスタイルが多く、「あんよカフェ」など、世代を超えて伝統的な「食」を体験する事業を実施しているが、参加者が少なく、継続して啓発を行っていく必要がある。 (3) 関係団体との連携(施策5-(2)参照)			
	《目標に対する進捗状況》			
	目標指標	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
	地域子育て支援拠点事業の参加延べ人数	1,116人	増加させる	1,440人
今後の方針	【施策17】 教育の原点「家庭教育」の充実 (1) 親の学習機会の充実 ・教育講演会は継続していく必要があるが、内容については検討していく。 (2) 子育て支援事業の充実 ・広報や啓発活動によって参加者を増やしていくとともに、一時預かり等のニーズがありつつも一部施設でしか対応できない事業を利用しやすくするとともに、世代間の交流が図られるよう、あんよカフェや子ども遊び体験天国えんにちへの子育て支援センターの参加など、世代を超えても参加しやすい事業などを展開していく。 (3) 関係団体との連携(施策5-(2)参照)			
外部評価委員 による評価・意見	・「あんよカフェ」等に参加する母親や児童にアンケートを取り、メニューを考えて、作ってみたい・知りたいと思う内容であれば参加者も増えると思う。			

基本方針 8 子（個）の学習支援の充実を図る

施 策 概 要	子どもが、自分の将来のために、自ら学び、高められるよう子どもと家庭を応援します。 【施策 18】 子（個）を支える家庭学習のサポート 【施策 19】 自己を高める学習へのサポート				
実 施 状 況	【施策 18】 子（個）を支える家庭学習のサポート (1) 「家庭学習のすすめ」の配布 ・小学校新 1 年生に配布 (2) 保護者向け進路講演会への支援 ・真中で進路説明会を開催 (3) 副教材費の無償化 ・小中学校で使用する副読本、テスト等の公費負担実施 (4) 県「子どもの学習支援事業」との連携 ・家庭の事情等で勉強等に不安を抱えている子を対象として実施している県事業「子どものあした塾」について、支援が必要と思われる家庭に案内を送付した。 【施策 19】 自己を高める学習へのサポート (1) 実用英語技能検定受験等のサポート（施策 11-(2)参照） (2) ふるさと企業訪問の実施 ・令和元年度は実施していないが、必要に応じて取り組んでいく。				
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策 18】 子（個）を支える家庭学習のサポート (1) 「家庭学習のすすめ」の配布 ○毎年、小学校新 1 年生に配布することで、統一した取り組みを行なうことができた。 △家庭学習のさらなる定着には、家庭や地域との連携が必要になってくる。 (2) 保護者向け進路講演会への支援 △講師の招聘など、支援の方法について検討が必要である。 (3) 副教材費の無償化 ○昨年度から継続して副教材費の公費負担を実施し、保護者負担を軽減できた。 (4) 県「子どもの学習支援事業」との連携 ○支援が必要と思われる家庭に案内を送付することで、連携を図ることができた。 【施策 19】 自己を高める学習へのサポート (1) 実用英語技能検定受験等のサポート（施策 11-(2)参照） (2) ふるさと企業訪問の実施 △今後実施に向けて企画検討が必要である。				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30（県）	目標（R5）	状況（R1）
	保護者向け進路講演会の実施	中 3 の保護者	—	着実な実施	実施した
	英検 3 級以上受験する中学生の割合（再掲）	中 3	21.0（H29）	増加させる	40.4

今後の方針	【施策18】 子（個）を支える家庭学習のサポート (1) 「家庭学習のすすめ」の配布 ・引き続き、小学校新1年生に配布し、統一した取り組みを継続していく。 (2) 保護者向け進路講演会への支援 ・保護者の進路意識の高揚を図るため、進路講演会を実施していく。 (3) 副教材費の無償化 ・保護者負担軽減のため、継続して副教材費の公費負担を実施していく。 (4) 県「子どもの学習支援事業」との連携 ・支援が必要と思われる家庭に案内を送付し、連携を図っていく。 【施策19】 自己を高める学習へのサポート (1) 実用英語技能検定受験等のサポート（施策11-(2)参照） (2) ふるさと企業訪問の実施 ・実施に向けて訪問企業の検討等を実施していく。
外部評価委員 による評価・意見	・副教材費の公費負担を実施して、保護者の負担を軽減することはとても良い施策だと思う。ただ、児童生徒の副教材を見ると、様々な種類があるので、どこまでを公費負担にするのか、本当に必要な副教材について吟味していただきたい。 ・副教材費の無償化は、保護者にとってはとてもありがたい。

基本方針9 子育てに夢をもてる環境をつくる

施策概要	安心して子育てができる環境を整え、就学前から小・中学校へ連携・連続した保育・教育の支援ができる体制整備を進める。 【施策20】 安心して子育てができる環境づくり 【施策21】 町ならではの教育基盤の整備
実施状況	【施策20】 安心して子育てができる環境づくり (1) 保育施設整備の充実 ・小学校での生活や学習を意識し、スムーズな就学につながるよう配慮しつつ、未満児の入所にも対応可能で、より安心安全な教育、保育を図るため、保育所の改修工事を実施した。 ＜共通内容＞ ・保育室へのパーテーション設置 ・遊戯室への遊具設置、絵本コーナーの設置 ・玄関安全柵の設置、手すり、靴箱、手洗い場の設置 ・2重サッシ化 ・床、天井、壁のクロス等内装工事 ・空調、給排水設備の更新・トイレ内装工事 ・収納家具や水回り収納棚等の家具工事 ＜安楽城保育所＞ ・年長児保育室及びトイレの増築 ・園庭のフェンス取り付け ・ボイラー室撤去による物置の設置 ＜釜淵保育所＞ ・ボイラー室撤去、玄関の縮小による未満児室の設置 (2) 放課後児童健全育成事業の実施 ・放課後の居場所と安全の確保のため、学童クラブと放課後子ども教室を運営、就学児が放課後に宿題や運動、遊びを行う場所と支援員を提供した。 学童クラブ 3カ所 登録 92名 延利用人数 8,414名 放課後子ども教室 18名 延開催日数 63日 (3) 子育て支援事業の充実（施策17-(2)参照） (4) 保育士等研修の充実 ・保育所の活動の中に、アプローチカリキュラムを取り入れ、遊びの中の学びが小

	学校の学習や生活に生きて働くよう工夫するとともに、専門家を招き研修を行い、保育士一人ひとりの資質向上、職員全体の専門性向上に努めた。(年4回開催) (5) こ・保・小・中の連携による教育の推進(施策7-(3)参照) 【施策21】 町ならではの教育基盤の整備 (1) 副教材費の無償化(施策18-(3)参照) (2) 公営塾の拡大充実(施策8-(3)参照) (3) 「おいしいふるさと給食」による地産地消給食の推進(施策4-(3)参照)					
内 部 評 価	成果(○)と課題(△) 【施策20】 安心して子育てができる環境づくり (1) 保育施設整備の充実 ○経年劣化の激しい施設を、より安心安全で、未満児にも配慮した保育施設に改修することができた。 △屋根は塗装が終わったばかりで手を加えていないが、年次計画を定め、葺き替えを行い、併せて壁の洗浄、塗装など、長寿命化を図っていく必要がある。 (2) 放課後児童健全育成事業の実施 ○放課後の保育が欠ける児童に学校の一部を居場所として提供することで、支援員の目の届くところで安全な活動が行えるほか、宿題への取り組み、支援員への質問など、家庭学習の習慣化にも寄与している。 △年々利用者が増加することで、受け入れる支援員の増加、スキルアップ、施設環境の改善等が必要になってくると思われる。 (3) 子育て支援事業の充実(施策17-(2)参照) (4) 保育士等研修の充実 ○保育士一人ひとりの資質向上を目指したことで、職員全体の専門性向上、意識の改革、児童への関わりについて向上がみられる。 △継続した事業実施を行い、更なる資質向上と、小学校や中学校の教員に参加いただき、保育施設の取り組みが小中学校に引き継ぎやすいよう、共通理解を深めていく必要がある。 (5) こ・保・小・中の連携による教育の推進(施策7-(3)参照) 【施策21】 町ならではの教育基盤の整備 (1) 副教材費の無償化(施策18-(3)参照) (2) 公営塾の拡大充実(施策8-(3)参照) (3) 「おいしいふるさと給食」による地産地消給食の推進(施策4-(3)参照)					
	《目標に対する進捗状況》					
	目標指標		対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
	放課後児童健全育成事業への参加延べ人数		小学生	60人 (H29)	増加させる	92人
	「副教材費無償化」「公営塾の拡大充実」「おいしいふるさと給食」の着実な実施		—		着実な実施	実施した
今後の方針	【施策20】 安心して子育てができる環境づくり (1) 保育施設整備の充実 ・年次計画を定め、適正な時期に検査、改修等を行っていく。 (2) 放課後児童健全育成事業の実施 ・より良い支援が行えるよう、支援員に対する研修等が必要。また、利用人数の増など、状況に併せた備品購入等を行っていく。 (3) 子育て支援事業の充実(施策17-(2)参照) (4) 保育士等研修の充実 ・継続した研修の開催により、更なる資質向上、職員全体の専門性向上に努める。 (5) こ・保・小・中の連携による教育の推進(施策7-(3)参照) 【施策21】 町ならではの教育基盤の整備 (1) 副教材費の無償化(施策18-(3)参照) (2) 公営塾の拡大充実(施策8-(3)参照) (3) 「おいしいふるさと給食」による地産地消給食の推進(施策4-(3)参照)					

基本方針１０ 人と社会、学びをつなぐ環境をつくる

施 策 概 要	子どもから高齢者までさまざまな世代のライフステージに応じた学習機会の提供と学習内容の充実を図り、町民の主体的な学びを支援します。 【施策 22】地域の教育力向上を目指した学習環境等の充実 【施策 23】ライフステージに応じた学びの機会の支援 【施策 24】学校・家庭・地域等との連携・協働
実 施 状 況	【施策 22】地域の教育力向上を目指した学習環境等の充実 (1) 社会教育団体との連携 10/26 町民芸術祭（町芸術文化協議会）・11/10 婦人芸能祭（町連合婦人会） 12/22 お話し広場クリスマス会（読書ボランティア団体） (2) 社会教育施設の機能向上 - 中央公民館 P C B 含有照明器具交換 22 台 - 分館運営費 55 分館 上限 4 万円/分館 - 施設整備費 4 分館 1/3 補助上限 300 万円 - 安久土分館：物置改築、階段すべり止め設置、曙町分館：屋根塗装 - 宮町一分館：畳裏返し、東町二分館：トイレ改修、エアコン設置、照明 LED 化 (3) 大学連携事業 6/8-9、7/6-7 山形大学フィールドラーニング 2/13-16 聖心女子大学フィールドワーク 【施策 23】ライフステージに応じた学びの機会の支援 (1) 青少年の学習機会の提供 8/7-9 古河市交流事業 ・9/1「子ども遊び体験天国えんにち」 (2) 成人の学習機会の提供 6/27 第 1 回真室川スタディツアー「歴史編」 10/26 第 2 回真室川スタディツアー「山のくらしと林業編」 (3) 高齢者の学習機会の提供 - 栄寿大学講座 23 回 【施策 24】学校・家庭・地域等との連携・協働 (1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実（施策 13-(1)参照） (2) 関係機関、町関係課、町民等との連携（施策 9-(4)参照） (3) 放課後児童健全育成事業の実施（施策 20-(2)参照） (4) 家庭の教育力充実への支援 - 幼児共育ふれあい広場 2 回 ・やまがた子育て講座 4 回 - 読み聞かせイベント 2 回
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策 22】地域の教育力向上を目指した学習環境等の充実 (1) 社会教育団体との連携 ○町芸術文化協議会、町連合婦人会、読書ボランティア団体と連携し事業を行った。 (2) 社会教育施設の機能向上 ○中央公民館や生涯学習センター「まざれや」の適切な管理運営を行うとともに、町民が利用しやすいよう施設を整備した。また分館運営費・施設整備費の補助制度や出前講座を充実させ、地域の実情にあった公民館分館の運営を支援した。 (3) 大学連携事業 ○これまで関わってきた山形大学だけでなく、新たに聖心女子大学のフィールドワークも受け入れることができた。 △県内の他の大学とも連携を模索する必要がある。 【施策 23】ライフステージに応じた学びの機会の支援 (1) 青少年の学習機会の提供 ○姉妹都市である古河市との少年少女交流事業や高校生ボランティアが主催する

	「子ども遊び体験天国えんにち」への支援を行った。特に「えんにち」では、中学生・大学生のボランティアの参加も得て、世代の連続的なつながりが得られた。				
	(2) 成人の学習機会の提供 ○町づくり出前講座やまざれや体験塾などのほか、大人の社会科見学「真室川スタディツアー」を実施した。 △事業に関する広報を積極的に行う必要がある。				
	(3) 高齢者の学習機会の提供 ○栄寿大学の各種事業への支援を行った。				
	【施策 24】学校・家庭・地域等との連携・協働 (1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実（施策 13-(1)参照） (2) 関係機関、町関係課、町民等との連携（施策 9-(4)参照） (3) 放課後児童健全育成事業の実施（施策 20-(2)参照） (4) 家庭の教育力充実への支援 ○それぞれの施設において、ニーズに沿った講演会等を開催し、家庭教育の重要性を啓蒙することができた。				
	(2) 成人の学習機会の提供 ・町づくり出前講座やまざれや体験塾、真室川スタディツアーなど、多方面から成人の学習機会を提供していく。周知に力を入れ、町民ニーズに届くようにする。 (3) 高齢者の学習機会の提供 ・栄寿大学を核として、高齢者の学習機会の充実を図る。				
	【施策 24】学校・家庭・地域等との連携・協働 (1) 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の充実（施策 13-(1)参照） (2) 関係機関、町関係課、町民等との連携（施策 9-(4)参照） (3) 放課後児童健全育成事業の実施（施策 20-(2)参照） (4) 家庭の教育力充実への支援 ・引き続きニーズに沿った講演会等を開催し、家庭教育の重要性を啓蒙する。				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30(県)	目標 (R5)	状況 (R1)
	「社会教育団体との連携」「大学連携事業」の着実な実施		—	着実な実施	実施した
	ライフステージに応じた学びの機会の支援		—	着実な実施	実施した
	「学校は、各種お便り、その他の方法で情報をよく発信していると感じる保護者」の割合		97	現状維持	95
今後の方針	【施策 22】地域の教育力向上を目指した学習環境等の充実 (1) 社会教育団体との連携 ・引き続き、関係団体の会議などに参加しながら、連携した事業を行う。 (2) 社会教育施設の機能向上 ・施設のハード整備に関しては、個別施設計画を策定し、年次計画を立てて計画的に維持管理していく。 ・分館運営費・施設整備費の補助制度や出前講座の周知を確実にし、制度の普及に努めていく。 (3) 大学連携事業 ・山形大学、聖心女子大学だけでなく、県内の他大学とも連携を模索していく。 【施策 23】ライフステージに応じた学びの機会の支援 (1) 青少年の学習機会の提供 ・姉妹都市交流事業や高校生ボランティアが主催する「子ども遊び体験天国えんにち」への支援を継続し、世代の連続的なつながりを深めていく。				
外部評価委員 による評価・意見	・スタディツアー参加者から「楽しかった」「身近なことで知らないことがたくさんあった」「新たな町の魅力を見つけられた」との感想を聞き、参加したくなった。				

基本方針 1 1 感性豊かに生きる学びの場をつくる

施 策 概 要	町民のくらしの質を高め、潤いのあるものにするため、文化や本物の芸術に身近にふれられる機会、町の魅力を再発見する機会や環境を整えます。 【施策 25】文化に親しみ 文化を愛する環境づくり				
実 施 状 況	【施策 25】文化に親しみ 文化を愛する環境づくり (1) 街中図書館構想に基づく学びの拠点づくり 生涯学習の基盤である図書環境を整備するため、まちなか図書館構想を策定した。 (2) 「スタディツアー」の実施 ・参加者数 歴史編 43 名（町内 26 名、町外 17 名） 山のくらしと林業編 46 名（町内 30 名、町外 16 名） (3) 芸術部門の「本物教室」の推進（施策 7-(1)参照） (4) 伝承文化団体・芸術文化活動等の発表機会の提供 ・10/20 番楽フェスティバル ・11/24 ふるさと子ども伝承祭 ・10/6 県児童生徒版画作品展表彰式 ・10/6 町民芸術祭 ・11/10 婦人芸能祭				
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策 25】文化に親しみ 文化を愛する環境づくり (1) 街中図書館構想に基づく学びの拠点づくり ○生涯学習の基盤である図書環境を整備するため、まちなか図書館構想を策定した。 (2) 「スタディツアー」の実施 ○計画した 2 回のツアーを実施し、参加者も目標である 40 名以上をクリアした。 (3) 芸術部門の「本物教室」の推進（施策 7-(1)参照） (4) 伝承文化団体・芸術文化活動等の発表機会の提供 ○計画した事業に改善を加えながら、実施することができた。				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
	図書貸出数		1688 冊	増加させる	2150 冊
今後の方針	【施策 25】文化に親しみ 文化を愛する環境づくり (1) 街中図書館構想に基づく学びの拠点づくり ・策定した「まちなか図書館構想」に基づき、読書活動支援団体の立ち上げや本に関するイベントを企画する。 (2) 「スタディツアー」の実施 ・計画どおり年間 2 回のツアーを実施する。アンケートを活用し、ニーズにあったテーマで開催する。 (3) 芸術部門の「本物教室」の推進（施策 7-(1)参照） (4) 伝承文化団体・芸術文化活動等の発表機会の提供 ・引き続き関係団体と連携し、改善を加えながら事業を実施する。				
外部評価委員 による評価・意見	・「まちなか図書館構想」の更なる発展を期待する。中央公民館の玄関ホールを变身させた実績をこれからの活動に生かしてほしい。 ・まちなか図書館として、町民が老若男女問わず、集える場、学びの場が出来ることに期待する。				

基本方針 1 2 誰もが楽しめるスポーツを推進する

施 策 概 要	子どもから高齢者まで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりとスポーツ選手にふれる機会を提供します。 【施策 26】スポーツに親しみ 健康な体づくり 【施策 27】競技スポーツの振興
実 施 状 況	【施策 26】スポーツに親しみ 健康な体づくり (1) 総合型地域スポーツクラブ設立へ向けた取り組みの推進 ・内部検討の実施 (2) スポーツ部門の「本物教室」の推進（施策 7-(1)参照） (3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備 ・卓球台、ジュニアサッカーゴール、芝管理機の購入 【施策 27】競技スポーツの振興 (1) 選手や指導者の育成支援 ・スポーツ教室（陸上）7 回 28 名 ・クロカン振興補助金 3 人 ・町運動部活動ガイドラインの適切な運用 (2) 各種競技会の開催 ・町民総合体育大会 ・3/1 第 79 回秋山スキー大会（中止） (3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備（施策 26-(3)参照）
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策 26】スポーツに親しみ 健康な体づくり (1) 総合型地域スポーツクラブ設立へ向けた取り組みの推進 ○設立に向けた内部検討会を実施した。 △先進地事例など研究すると財源的に将来にわたって継続できる事業とすることが難しく、調整が必要。 (2) スポーツ部門の「本物教室」の推進（施策 7-(1)参照） (3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備 ○計画的に備品等の更新ができた。 △多目的運動広場の芝の状態が悪化している。 【施策 27】競技スポーツの振興 (1) 選手や指導者の育成支援 ○全国レベルで活躍する選手を育成できた。 △競技人口が減少している。 (2) 各種競技会の開催 △雪不足のため、秋山スキー大会を中止した。 (3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備（施策 26-(3)参照）

	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30(県)	目標(R5)	状況(R1)
	総合型スポーツクラブ加入率		0	着実な実施	0
	真室川町スポーツ協会表彰者数		40	現状維持	25
今後の方針	【施策 26】スポーツに親しみ 健康な体づくり (1) 総合型地域スポーツクラブ設立へ向けた取り組みの推進 ・引き続き先進地事例などを調査し、将来にわたって継続できる枠組みを研究する。 (2) スポーツ部門の「本物教室」の推進（施策 7-(1)参照） (3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備 ・施設のハード整備に関しては、個別施設計画を策定し、年次計画を立てて計画的に維持管理していく。 【施策 27】競技スポーツの振興 (1) 選手や指導者の育成支援 ・低年齢からスポーツに親しむ環境を提供し、競技人口の拡大につなげていく。 (2) 各種競技会の開催 ・秋山スキー大会の 80 回記念大会に向けて、記念誌の作成など節目にふさわしい大会となるよう取り組んでいく。 (3) スポーツ環境・町総合運動公園等の整備（施策 26-(3)参照）				
外部評価委員 による評価・意見	・野球場やサッカー場の町民以外の使用料が高いと聞く。使用料を安価にして、もっと町に人が集まるようにすれば町も活気づくと思う。				

基本方針 1 3 ふるさとの心を耕す場をつくる

施策概要	豊かな自然や伝統ある歴史など、町にある「学びの資源」を活用することで、町を大切にしたいと思える心を育みます。 【施策 28】郷土愛の醸成
実施状況	【施策 28】郷土愛の醸成 (1) 伝承文化等の歴史的資源の活用 ・ 10/20 番楽フェスティバル ・ 11/24 ふるさと子ども伝承祭 ・ 10/6 県児童生徒版画作品展表彰式 (2) 文化財の保存・希少動物の保全保護 ・ 文化財定期巡回 町 6/24、国・県 7/22 ・ まざれや体験塾「中村湿原/たて山/不動明王の滝 観察会」8/3 ・ 山大フィールドラニング（中村湿原）6/8-9、7/6-7 (3) 町歴史民俗資料館企画・展示等の充実 ・ まむろがわの薬工芸家二人展 4/25～6/6 ・ 中川木鈴生誕 100 年、没後 40 年鎮魂忌展 8/24～10/6

	・「野村純一・敬子先生のどんぺからんこ」生き続ける昔話展 10/12～11/17 ・真室川雛人形展 3/1～4/5 (4) スタディツアーの実施（施策 25-(2)参照）				
内 部 評 価	成果（○）と課題（△） 【施策 28】郷土愛の醸成 (1) 伝承文化等の歴史的資源の活用 ○関係団体と連携し、改善を加えながら、イベントを実施できた。 (2) 文化財の保存・希少動物の保全保護 ○計画した事業を予定通り実施することができた。 △実施した結果を町民に公開できていない。 (3) 町歴史民俗資料館企画・展示等の充実 ○計画した事業を予定通り実施することができた。特に生き続ける昔話展では、記念イベントを開催し、多くの来場を得ることができた。 (4) スタディツアーの実施（施策 25-(2)参照）				
	《目標に対する進捗状況》				
	目標指標	対象	H30（県）	目標（R5）	状況（R1）
	「伝承文化の発表」「文化財の保存・希少動物の保全保護」「歴史民俗資料館企画展」の着実な実施	-	-	着実な実施	計画通り実施した
今後の方針	【施策 28】郷土愛の醸成 (1) 伝承文化等の歴史的資源の活用 ・引き続き関係団体と連携し、広報活動など改善を加えながらイベントを実施する。 (2) 文化財の保存・希少動物の保全保護 ・実施事業の内容をホームページなどで公開し、町民に還元していく。 (3) 町歴史民俗資料館企画・展示等の充実 ・資料館と連携を強化し、企画の充実を図る。広報活動に力を入れ、来場者増につなげる。 (4) スタディツアーの実施（施策 25-(2)参照）				
外部評価委員 による評価・意見	・様々な企画がされているが、知らないこともあった。広報活動に力を入れたいとの説明があったので、町内放送も活用してはどうか。				

教育委員会の活動報告

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

1 教育委員会組織

○委員の就任状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

役 職	氏 名	就任年月日	摘 要
教 育 長	門 脇 昭	H30. 4. 1	1 期目
委 員	遠 田 且 子	H22. 12. 16	4 期目
委 員	山 田 敏 一	H28. 10. 1	1 期目
委 員	鮭 延 三 枝 子	H29. 12. 25	1 期目
委 員	中 塚 聖 子	R 1. 10. 1	1 期目

2 町総合教育会議の開催

○第 1 回総合教育会議

開催日 令和元年 10 月 16 日

議 題 (1)教育行政の当面の課題について

- ①学校教育事業関係
- ②子育て支援事業関係
- ③生涯学習事業関係

3 教育委員会の会議等の開催状況

教育委員会の会議は、原則として毎月 1 回（定例会・臨時会・協議会等）開催しています。この会議では教育行政の基本方針の決定、教育に関する規則の制定などについて審議します。

区 分	開催日	主な協議事項
協議会	H31. 4. 22	・真室川町教育振興計画の推進について
定例会	R 1. 5. 21	・学校医等の委嘱について ・学校教育関係組織委員会委員の委嘱について ・真室川中学校評議委員の委嘱について ・いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
臨時会	R 1. 6. 5	・真室川町教育委員会外部評価委員の委嘱について ・町議会の議決を要する事件の議案 ・教育予算補正案の原案について
協議会	R 1. 6. 24	・全国標準学力検査（N R T）の状況と対応について
定例会	R 1. 7. 23	・真室川町教育委員会外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・令和 2 年度使用真室川町立小・中学校用教科用図書の採択について
定例会	R 1. 8. 22	・教育委員会事務・事業点検評価の報告について ・教育予算補正案の原案について
協議会	R 1. 9. 24	・「全国学力・学習状況調査」の町広報公表について ・まちなか図書館構想の検討について

		・教育委員会学校訪問について ・令和元年度第1回総合教育会議について
協議会	R 1. 10. 16	・教育委員会学校訪問について
定例会	R 1. 11. 19	・学校医の選任について ・教育予算補正案の原案について
定例会	R 1. 12. 17	・教育予算補正案の原案について
協議会	R 2. 1. 16	・教職員の長時間労働に対する面接指導等実施要綱について ・地方公務員法改正に伴う会計年度任用職員の募集について
定例会	R 2. 2. 25	・教育予算補正案の原案について
臨時会	R 2. 3. 5	・教職員人事異動について
定例会	R 2. 3. 27	・真室川町教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定について ・真室川町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について ・真室川町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・真室川町立真室川中学校部活動指導員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・真室川町教育委員会外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則の制定について ・真室川町教育委員会招致外国語指導助手任用規則の制定について ・社会教育指導員設置並びに服務に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・令和2年度人事の審議について

4 その他の活動

(1) 会議・研修等への出席

- 最上地区市町村教育委員会協議会研修理事会
- 最上地区市町村教育委員会協議会研修総会
- 最上地区市町村教育委員会協議会研修会
- 山形県市町村教育委員会協議会定期総会・研修会
- 山形県市町村教育委員会大会
- 山形県市町村教育委員会教育長会議
- 山形県町村教育長会定期総会
- 東北町村教育長連絡協議会定期総会・研究大会
- 東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会
- 町議会との教育懇話会

(2) 学校等行事への出席

- 小中学校入学式、保育所入所式、こども園入園式
- 小中学校・保育所・こども園運動会
- 小学校相撲大会
- 小学校学習発表会等

(3) 学校等訪問

- 小中学校・保育所・こども園訪問